

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 北見市の地勢

常呂川と無加川の合流地点にできた北見盆地の地表面は、裏山が無加川低地を隔てて藻岩山と相対し、北見市街高台と豊地、上ところ、訓子府高台とは広い卓状地をなしている。豊地、上ところ、訓子府、相内に連なる舌状の大地は、南北6km、東西20kmにわたり、その中に訓子府川が横たわっている。更に、北見市街裏山の向こうには、相内低地に舌状に大正高台、さらに屈起して仁頃川河谷となり、ここも同様に仁頃川を中心として階段状低地をなしている。

北見市街は、北見駅より北へ高台傾斜をなし、東西は平坦であり、若松方面に連なる山地は、若松三角山の一峰鋭く突出している外峰筋が一線に続き、常呂川の清流に洗われている。また、常呂川と無加川の両河の水を合せた下流は水量も多く、河原も広く、東方台地下を北西に流れ、更に下流にいたって仁頃川を合流するものである。この仁頃川は、源を佐呂間境の古生層山地より発し、四条の山脚の末端を揃え断ち切った崖下を流れている。

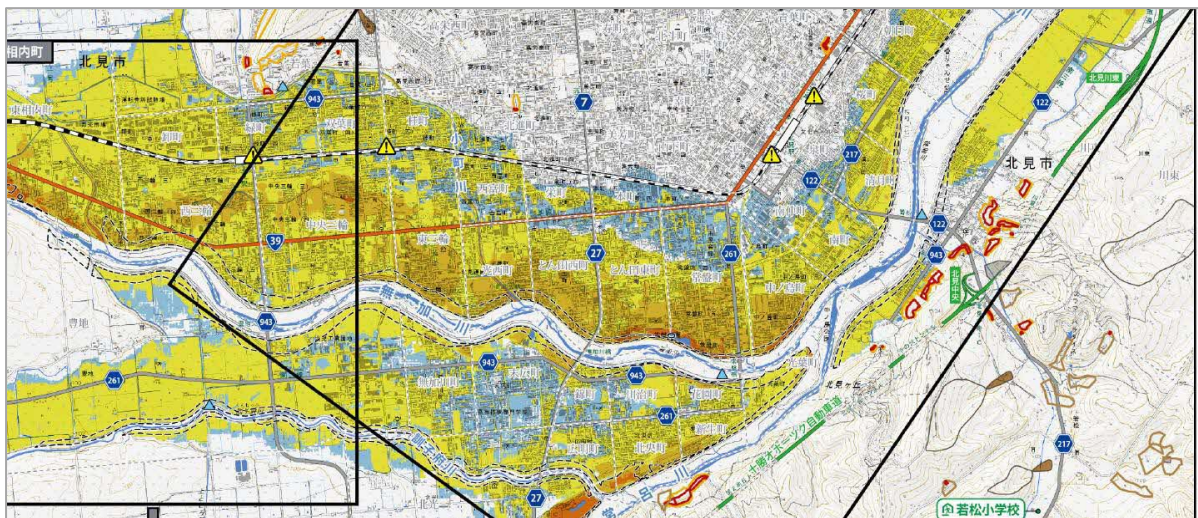
(出典 北見市地域防災計画より抜粋)

(2) 地域の災害リスク

(洪水：北見市[北見自治区版]ハザードマップ)

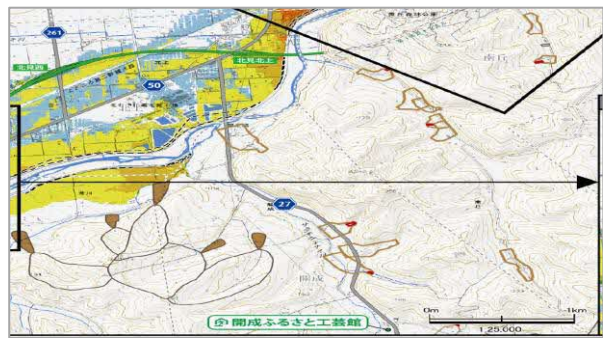
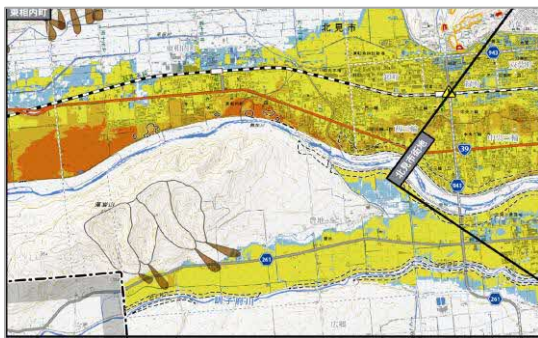
北見自治区ハザードマップにおける常呂川(国管理河川)が想定最大規模の降雨(1,000年に1回程度起こる大雨)により氾濫した場合では、北見市を横断する国道39号線より南側の多くの地域で浸水が予想され、同様に小町川・無加川(道管理河川)でも、市街西南部地域で広く浸水が予想されている。

【市街地】



【相内地区】

【上ところ地区】



(出典 北見市洪水ハザードマップ)

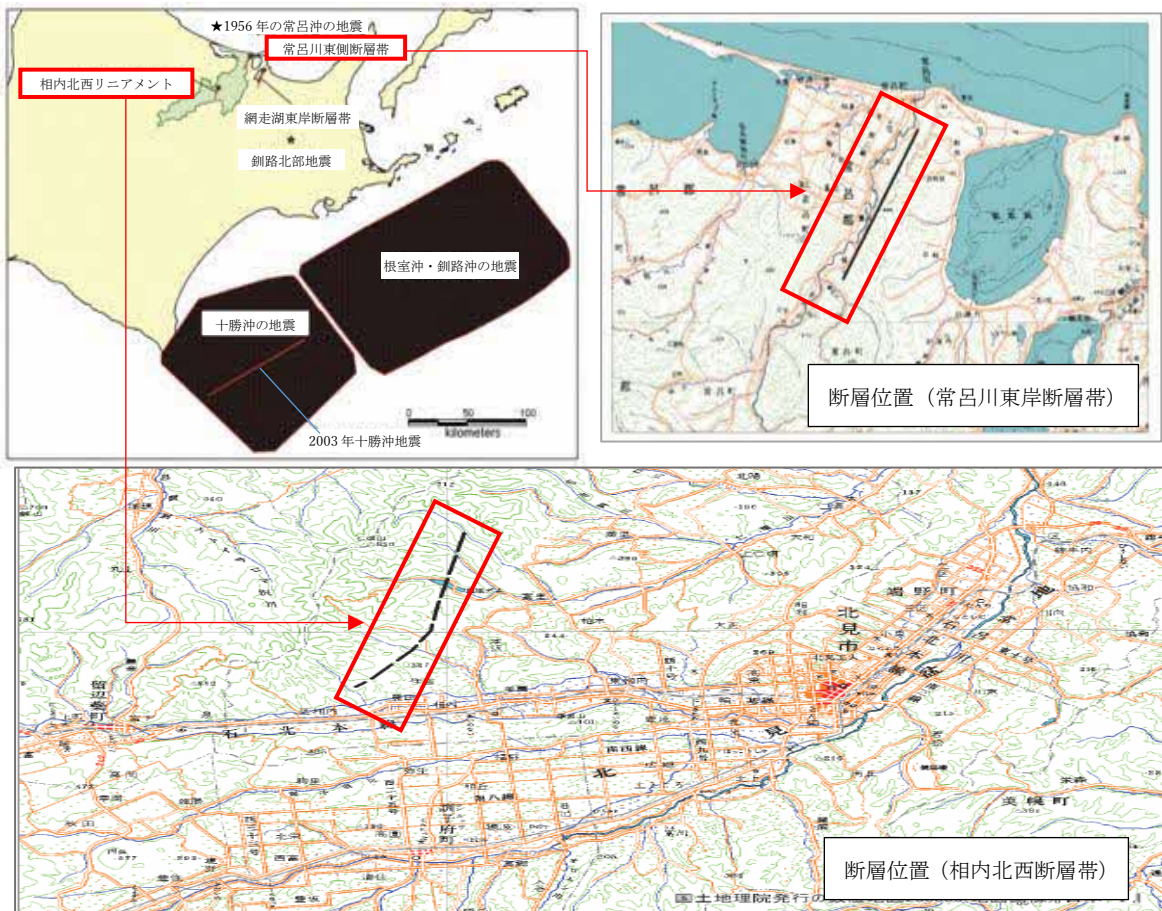
### (地震：J-SHIS)

北見市に影響を及ぼす可能性のある地震については、6つの想定地震と2つの既往地震とを合わせて、8つの地震が考えられることが北見市の地震防災マップに関する研究より明らかになっている。北見市地域防災計画では、そのうち北見市への影響が大きいと考えられる想定地震「相内北西」と「常呂川東岸」の2つの断層帯を挙げており、これは北見地域内小規模事業者の多くに大きな影響を及ぼすことが考えられる。

また、地震ハザードステーションによると、震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、今後30年で26%以内となっている。

- 相内北西断層帯：北見市街地西部の広い範囲で震度6弱となる。
- 常呂川東岸断層帯：北見市沿岸地域の広い範囲で震度6弱～6強となる。

### 【北見市の断層帯】



(出典 北見市地域防災計画)

### (雪害)

近年、いわゆる爆弾低気圧などにより、北見市においても局地的な暴風雪や大雪に見舞われ、特に、ホワイトアウトが発生し視界不良により通行止めになるなど、顧客の往来や物流が途絶えることにより小規模事業者の事業活動に大きな影響を及ぼすことから、雪害に備えた対策を進めていく必要があると考える。

### (停電)

平成30年9月、胆振東部地震の影響により発生した北海道大規模停電（ブラックアウト）により、小規模事業者は、商品廃棄・物流がストップするなど、大きな被害を受けた。

今後、この様な事態が発生した場合には、再び小規模事業者に大きな被害が生じることから、

被害を最小限に抑えるべく非常用発電設備の導入を図るなど、引き続き非常電源確保など停電に備えた対策を進めていく必要があると考える。

(3) 商工業者の状況（農林漁業、公務を除く）

商工業者数 4,871 人（2014 年経済センサス）

小規模事業者数 3,317 人（2014 年経済センサス）

北見自治区の小規模事業者数（農林漁業、公務を除く）				
業 種		商工業者数 (2014 年経済 センサス)	小規模 事業者数 (2014 年経済 センサス)	備考（事業所の立地状況等）
商工 業者	建設業	467	419	自治区内に広く分散している
	製造業	179	147	自治区内に広く分散している
	卸・小売業	1,291	779	自治区内に広く分散している
	サービス業その他	2,934	1,972	自治区内に広く分散している
	合計	4,871	3,317	

(4) これまでの取組み

1) 当市の取組

項 目	年 月	備 考
北見市地域防災 計画作成	H19.6	H21.10、H27.3、R2.3 改訂
防災会議の開催	H18.3	H18、H21、H26、 R 1 開催
防災訓練の実施	R2 年度は中止	総合防災訓練（毎年防災週間に合わせ 約 30 の防災関係機関と実施） 毎年防災週間（8/30～9/5）に開催
災害対策本部訓 練	毎年 4 月、2 月開催	年 2 回（春・冬季）災害対策本部員訓 練
避難所開設・運 営訓練	R2 年度は 6 月、9 月、11 月に開催	R2 年度は感染症対策を取り入れ訓練 実施
全国一斉情報伝 達訓練		防災行政無線による情報伝達訓練
厳冬期防災訓練		R2.1 は北海道、日本赤十字北海道看護 大学及び北見工業大学と合同で開催
防災出前講座の 実施		町内会等へ出向き防災講座を開催 H30 年度 25 回 R1 年度 40 回
防災備品の備蓄		備蓄計画に基づき、災害時に必要な食 糧、飲料水、防寒、照明等資機材など を備蓄 「主なもの」 アルファ米、毛布、石油ストーブ、発 電機、LED 照明など
災害時応援協定 の締結		災害有事に備え、公共機関、民間事業 者と協定を締結し、迅速かつ広域的な 災害対策を構築。S57.7.15 北見医師会 との協定締結以降、現在 7 7 団体と 災害時応援協定を締結

2) 当所の取組

項目	年月	備考
網走地方道路防災協議会参画		令和2年は第17回
北海道火災共済協同組合と共同で巡回訪問（北見地区）	H29.6	共済についての説明8件
事業者BCP策定セミナーの開催	R1.11	32名参加
北海道火災共済協同組合と共同で巡回訪問（北見地区）	R2.5	共済についての説明2件
BCP・事業継続力強化支援の進め方セミナー参加 （北海道商工会議所連合会主催）	R2.9	当所の法定経営指導員2名が参加
職員向けBCP内部勉強会	R2.10	全職員が参加
安否確認訓練	R2.11	全職員が参加

2 課題

- ・当所自身が被災した場合において、小規模事業者への十分な支援を実施していくことが困難となる。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

3 目標

○ 成果目標

業種	商工業者数 (2014年経済センサス)	小規模事業者数 (2014年経済センサス)	策定目標	
			事業継続力強化計画	
商工業者	建設業	467	419	5
	製造業	179	147	1
	卸・小売業	1,291	779	5
	サービス業その他	2,934	1,972	9
	合計	4,871	3,317	20

○ 実施目標

項目	目的	目標	備考
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し、災害のリスクを認識させる	セミナーの開催	年1回 ～2回
当所の事業継続力強化計画を策定	商工会議所の災害リスクを低減させることにより、地域で災害が発生した際、小規模事業者への支援を行うための機能を保持するため	令和3年度	
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	北見市の担当部局との勉強会・情報交換の開催	年1回 ～2回

職員の育成	災害時等に対応をしていくためのノウハウの取得、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員の育成	セミナーへの参加及び保険会社と共同で巡回訪問（OJT）			
4 その他					
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間					
5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）					
6 事業継続力強化支援事業の内容 ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。					
<u>（1）事前の対策</u>					
<p>ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知（当所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、災害補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。</li> <li>・会報やホームページ等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。</li> <li>・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。</li> <li>・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症につながる支援を実施する。</li> <li>・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。</li> </ul>					
<p>イ. 商工会議所自身の事業継続計画の作成（当所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当所は令和3年12月までに事業継続力強化計画を策定予定 感染症予防については「北海道スタイル」に取組みます。</li> </ul>					
<p>ウ. 関係団体との連携（当所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北見市の開催する防災関係機関会議等に参加し、連携を図ることで、事前並びに事後の対策を円滑に実施する。</li> <li>・北見市担当部局との勉強会・情報交換会を開催し情報の共有を図る。</li> <li>・感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。</li> </ul>					
<p>エ. フォローアップ（当所）</p> <p>事業継続力強化計画を策定した小規模事業者に対し、計画の進捗状況のフォローアップを行い、必要に応じ専門家派遣等を活用する。</p>					
フォローアップ 件数	令和3年度 4	令和4年度 10	令和5年度 10	令和6年度 10	令和7年度 10

オ. 当該計画に係る訓練の実施（当市、当所）

- ・自然災害（震度 6 強の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

（2）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS 等を利用した安否確認や実務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会議所による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身が命の危険を感じる状況の場合は無理に出勤をせず、職員自身が安全確保の上、警報解除後に出勤する。  
（豪雨）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。  
（地震）職員自身の目視で、周辺の家屋、道路等の損壊状況等が著しい場合や、余震の可能性がある場合等は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、避難解除等安全が十分に確保されてから出勤する。  
（大雪）市道、道道、国道が通行止めになる場合は出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、通行止め解除後に出勤する。  
（停電）信号の機能が停止している状況も考慮し、通勤で自動車を使用するものは十分に注意を払い出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

規模の目安について

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内で 10% 程度の事業者で、「屋根が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li><li>・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。（連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じていると想定）</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1% 程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

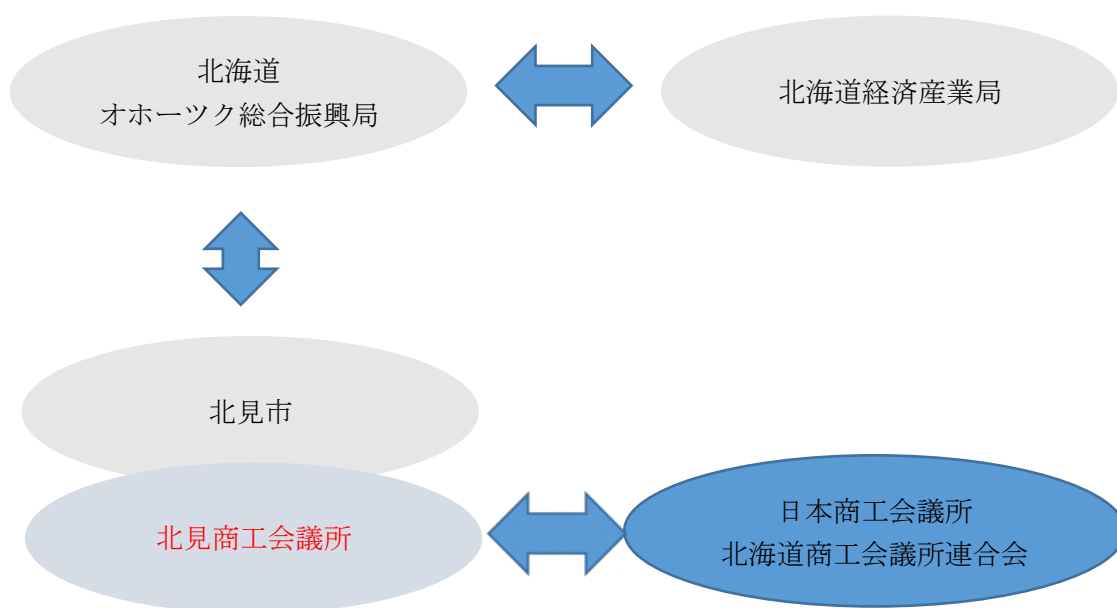
- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する。
1週間～2週間	1日に1回共有する。
2週間以降	必要に応じて都度情報を共有する

### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて取り決めを行う。
- ・当所は被害状況や被害額（合計、建物、設備、商品等）について、速やかに把握するとともに当市に報告し、情報を共有する。
- ・当所と当市が共有した情報を、道の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて報告する。

#### 災害情報等報告取扱要領の報告方法



### (4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の設置方法について、北見市に相談する（当会議所は、国や道および日本商工会議所の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・巡回等により地区内小規模事業者等の被害状況の詳細について確認し、被災状況に応じた具体的な支援計画を立案する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や道、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### (5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・北見市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、道や日本商工会議所、北海道商工会議所連合会等に相談する。

#### (6) その他

- ・本計画は、北見商工会議所及び北見市のHP等において公表し、支援小規模事業者に対する防災、減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。





・北見市総務部 防災危機管理室

〒090-0804 北海道北見市桜町2丁目9番地1

(令和3年1月より以下の住所へ移転します。)

〒090-8501 北海道北見市大通西3丁目1番地1

TEL:0157-25-1171

FAX:0157-25-6932

E-mail : bosai@city.kitami.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	150	150	150	150	150
・ セミナー開催費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、北見市補助金、道補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。